〇池田町通学路安全推進会議設置要綱

資料２

平成２８年6月１日制定

（設置）

第１条　池田町の児童生徒が安全に通学できる通学路確保を目的として、「池田町通学路交通安全プログラム」に基づき池田町通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　推進会議は、次に掲げる事務を行う。

（1）　通学路の危険箇所の把握に関すること。

（2）　通学路の危険箇所に対する対策に関する協議を行うこと。

（3）　関係機関相互の連絡調整及び情報交換を行うこと。

（4）　前各号に掲げるもののほか、通学路の安全対策に関すること。

（組織）

第３条　推進会議は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

（役員）

第４条　推進会議に会長及び副会長を置き、会長は教育課長の職にある者を、副会長は建設水道課長の職にある者をもって充てる。

２　会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

（庶務）

第６条　推進会議の庶務は、教育委員会教育課において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議を諮って定める。

附　則

この要綱は、平成２８年6月１日から施行する。

附　則（一部改正）

この要綱は、平成 29 年６月１日から施行する。

別表

区分	団体・機関等	
学校関係	池田町立小・中学校の職員	
関係行政機関	国	国土交通省　北海道開発局　帯広開発建設部
	北海道	北海道十勝総合振興局　帯広建設管理部　事業室　事業課
	警察	十勝池田警察署　地域交通課
	池田町	池田町　総務課
		池田町　建設水道課
		池田町　保健子育て課
		池田町教育委員会　教育課